

第13回 個性づくりテーマ展示



6割の女性が第1子出産を機に仕事を辞めています。不規則勤務の職場環境であったり、夫の帰宅が遅く、子育ての多くを一人でしなければならなかったりという要因もあります。一方、子育ての時間をしっかり確保したいという考えから退職するケースもあるでしょう。また、復職したくても預け先が見つからず、やむを得ず退職せざるを得ない場合もあるでしょう。

現在は、国を始めとして各自治体で女性の就労継続を課題として、さまざまな施策を行っています。その一部を紹介し、母でもあり職業人でもありたいという多くの女性の頑張りを応援します。

展示期間 2013年6月29日(土)～8月29日(木)
展示場所 鷺宮図書館 5階個性展示コーナー

職場復帰のために

さまざまな制度をうまく活用して、子育てをしながら自分のキャリアも続けていきましょう。

● 1歳の誕生日前日まで使える制度

◆ 育児休業（育児・介護休業法 519 条）

1歳未満の子を育てている男女社員が、子の1歳の誕生日の前日まで育児のために休業できる。

～期間の例外～

- ・ 父も母も育休をした場合、1歳2か月の前日まで期間が延長される。（パパ・ママ育休プラス）
- ・ 認可保育園への入園を申し込んだのに入れなかった場合、1歳6か月まで延長できる。

● 3歳の誕生日まで使える制度

◆ 育児短時間制度（育児・介護休業法 23 条）

3歳未満の子を育てている男女社員が、所定労働時間を減らすことができる。

法律ではすべての会社で1日の所定労働時間を6時間にする措置を用意することが定められているが、週や月の労働日数を減らすなど、さまざまなケースがある。

◆ 所定外労働時間の免除（育児・介護休業法 23 条）

3歳未満の子を育てている男女社員が、所定労働時間を超える労働（残業）を免除される。

● 子どもが小学校就学前まで使える制度

◆ 時間外労働の制限（育児・介護休業法 17 条）

小学校就学前の子を育てている男女社員が、時間外労働を月24時間以内、月150時間以内に制限することができる。

◆ 深夜業の制限（育児・介護休業法 19 条）

小学校就学前の子を育てている男女社員が、深夜の勤務（22時～5時）を免除される。

◆ 子の看護休暇（育児・介護休業法 16 条）

子どものけが、病気、予防接種、健康診断のため、未就学児1人につき年5労働日、2人以上は年10労働日が看護休暇として利用できる。

知っておきたいお金のこと

妊娠中の健診やお産入院代などには基本的に健康保険が適用されません。そのかわり健康保険や雇用保険からお金が支給されます。職場の人事担当者や管轄の役所に問い合わせをして、損のないようにしっかり手続きをしましょう。

◆ 出産手当金

産前産後休業期間の所得保障のため、加入している健康保険から、給料の約60%が支給される。出産予定日の42日前から出産後56日の間に退職しても支給される。

◆ 出産育児一時金

妊娠4か月以降の出産（死産を含む）の場合、出産費用相当として1児につき42万円が加入する

健康保険から支給される。退職後6か月以内に出産した場合も、もらえる可能性がある。

◆雇用保険育児休業給付金

雇用保険に加入している場合、休業前の給料の約50%が、育児休業中に支払われる。

◆雇用保険育児休業者職場復帰給付金

育児休業取得後、職場に復帰して6か月以上雇用された場合に、休業開始時の給料の約20%×育児休業給付金を受けた月数が支給される。

保育園は子育てパートナー

働いている間、子供を安心して預けられるところがないと「働きながら子育て」はできません。良質な保育園を選ぶことができれば、子どもにとっては共同生活を通じて成長することができ、親にとっては心強い味方になります。

◆認可保育園（公立・私立）

広さや設備、保育者の人員や資格、保育内容について、国の基準を満たしている。親が働いていないと預けられない。保育料が家庭の所得に応じて軽減される。

◆無認可保育園

認可保育園以外の保育施設。

- ・一定の基準を満たして自治体の助成を受ける保育施設。保育室、認証保育所等名称はいろいろ。
- ・会社等が従業員のために設ける保育施設（事業所内保育所）。
- ・その他の託児施設・ベビーホテルなど、公的な助成を受けない施設。

◆認定こども園

幼稚園と保育園の一体化施設。

◆幼稚園で行う「預かり保育」

幼稚園の保育時間（遅くとも午後2時まで）を夕方まで延長。ただし時間帯や曜日などは園によってさまざま。3歳以上が対象。

◆自治体の保育ママ

保育士の資格所持、または必要な講習を受けた個人が、3歳くらいまでの子どもを1人で3人程度まで、多くは自宅で預かる。

◆臨時的・一時的保育のいろいろ

- ・ファミリーサポートセンター … 地域住民のボランティア的保育をあっせん。
- ・ベビーシッター … ベビーシッター会社が時間制でシッターを派遣。
- ・病後児保育 … 認可保育園併設や小児科併設で、子どもの病気回復期に預かる施設。

出典：『育児・介護休業・母性保護のことならこれ1冊』岡田良則／著
『さあ、育休後からはじめよう』東京労働調査会／著
『ワーキングママ応援ガイド』主婦の友社／編

おすすめ展示図書



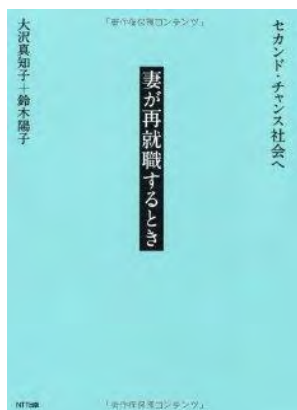
『さあ、育休後からはじめよう』
～働くママへの応援歌
山口理栄・新田香織／著 労働調査会

出産や育児を経験しても働き続けることを支援する法律や社会保障制度について紹介。出産後も働くためのライフスタイルのあり方など、働くママの仕事と生活の両立のヒントが満載。



『子育て支援と保育ママ』
～事例に見る家庭的保育の実際
仲本美央・南野奈津子／編著

子育て支援と待機児童をめぐる実情と、待機児童対策としての保育ママ制度について解説する。具体的な自治体の取り組み事例や保育ママを利用している保護者、保育ママ自身の話を、写真を織り交ぜて紹介。



『妻が再就職するとき』
～セカンドチャンス社会へ
大沢真知子・鈴木陽子／著

結婚・出産を機に一度退職した女性たちが、再び就職を望む動きが高まっている。女性たちが妻であり母であり職業人でもあるという複数のアイデンティティを持てる社会の実現はあり得るのか。

展示図書リスト

このリストのほかにも多数取り揃えております。ぜひ展示コーナーへお立ち寄りください。

書名	著者名	出版社	分類	出版年
少子社会の子育て力	高野 良子／編著	学文社	369.4 シ	2013
最新保育サービス業界の 動向とカラクリがよ〜くわかる本	大岳 広展／著	秀和システム	369.4 オ	2013
はたらく女性のための「転機」をチャンスに変える本	菊入 みゆき／著	河出書房新社	159.6 キ	2013
ワーキングママ ～働く女性の初めての出産記	二出川 ユキ／著	朝日新聞出版	598.2 ニ	2012
働く女(ひと)！ ワーキングマザーの自分時間のつくり方	草野 亜弓／著	明日香出版社	159.4 ク	2012
テッテイ解明！子ども・子育て支援の新制度	中山 徹／著	自治体研究社	369.4 ナ	2012
「子育て」支援ガイドブック	横島 洋志／著	中央経済社	336.4 ヨ	2012
認可保育園はこんな所	柊 かりん／著	三省堂書店	369.4 ヒ	2012
育児休業・出産・母性保護のことならこの1冊	岡田 良則／著	自由国民社	336.4 オ	2012
日本の保育はどうなる	普光院 亜紀／著	岩波書店	376.1 フ	2012
子育て共働き夫婦のための損をしない公的保険	梅本 達司／著	東京堂出版	364.3 ウ	2012
働き続ける女子のための会社のルールとお金の話	宮本 美恵子／著	中央経済社	366.3 ミ	2012
これからも働き続けるあなたへ	太田 彩子／著	大和書房	159.4 オ	2012
働く女性の母性保護	駒田 富枝／著	学習の友社	366.3 ユ	2011
ワーキングマザーバイブル お母さんになりたいアナタへ篇 働き続けたいアナタへ篇	ムギ畑 WMB 制作委員会／編	講談社	366.3 ワ	2010
女性のキャリア継続	乙部 良子／著	勁草書房	366.3 オ	2010

ソーシャルメディアで



育児と仕事を両立している仲間と交流しよう！

現代の子育ては精神的に孤独に陥りやすいと言われます。時間に追われてストレスのたまるワーキングママならなおさらです。そんな時は、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどで、共感しあえる“ママ友”をつくりましょう。

とくにツイッターがおすすめ。子育て系のハッシュタグ(＃)もたくさんあります。

＃wmjp(working mother.jp)は働くママたちの集会所。みんな右往左往しながら奮闘し、励まし合って、質問し合っています。

出典：『ママのための子育てツイッター入門 内海裕子／著』

ワーキングママについて調べるには



図書館の資料の調べ方、インターネットを活用した調べ方についてご紹介します。

1 【情報探索のキーワード】 効率的な情報検索には、適切なキーワードが必要です。

ワーキングママ	ワーキングマザー	女性労働
子育て	育児休業	保育園
保育ママ	学童保育	イクメン

2 【基本的な情報源】 辞書・事典類でテーマについて基本的な情報を入手しましょう。

資料情報	請求記号	配架場所
現代用語の基礎知識 2011	031 ゲ	6階
育児介護休業・出産・母性保護のことならこの1冊	336.4 オ	特集コーナー
子育て支援ハンドブック おひるね 平成24年度版	H38 A24	地域資料コーナー

◎中央図書館参考室では、女性の労働や出産・育児に関する統計や白書を所蔵しています。

資料情報	分類
子ども・子育て白書 平成24年版 内閣府／編	369.4 コ
保育白書 12年版 全国保育団体連絡会／編	376.1 ホ
男女共同参画白書 平成24年版 内閣府男女共同参画局／編	367.2 ダ

3 【図書を探す】

●館内所蔵を探す

◎ テーマの棚に行って探す

図書館の本は主題ごとに棚に並んでいるので、請求記号の最初の数字を参考にして同じ主題の本を探すことができます。

分類	分野	分類	分野	分類	分野
366.3	労働条件	369.4	児童福祉	379.1	幼稚園・保育園

◎ 中野区立図書館利用者解放端末（OPAC）で探す。

資料のタイトル、著者名、出版社名などから、中野区立図書館所蔵の資料を検索できます。

中野区立図書館のHP <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/>

中野区立図書館 HP（携帯版） <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/i/>

● 東京都内公立図書館で所蔵されている図書を探す。

◎「東京都立図書館統合検索」 <http://www.library.metro.tokyo.jp/>

● 国内で刊行されている図書を探す。

◎「国立国会図書館サーチ」 <http://www.ndl.go.jp/>

◎「Books.or.jp」 <http://www.books.or.jp/>

国内で発行された入手可能な書籍が検索できます。出版社のホームページやオンライン書店へのリンクもあります。

4 【オンラインデータベースで調べる】

中央図書館では、参考資料コーナーの利用者開放インターネット端末で、以下のデータベースをご利用いただけます。

データベース	収録期間と主な内容
官報情報検索サービス	1947年5月3日から当日までの官報記事の検索
日経テレコン	1975年からの日経4紙（経済・産業・金融・流通）の記事
聞蔵Ⅱビジュアル	1926年から1945年までの朝日新聞紙面イメージ 1945年から当日までの新聞の記事 ほか
MAGAZINE PLUS	1981年からの一般紙・総合誌の雑誌記事検索や学術論文
WHO PLUS	歴史上の人物から現代の人物まで約32万人のプロフィール
D1-Law.com	判例情報、法律の改廃記録、法律判例文献情報 など

5 【インターネットを利用する】

●中野区の子育て関係の情報を知る

◎中野区子育て情報 <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/childcare/index.html>

◎暮らしのガイド「子ども・教育」

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/guide/003/index.html>

●国の施策情報を知る

◎「働きながらお母さんになるあなたへ」（パンフレット）女性就労支援センター

http://www.joseishugyo.go.jp/jouhou/hourei_pdf/55_h22.pdf

◎「平成22年度版 働く女性の実情」厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/dl/10a-all.pdf>

●育児をしながら仕事を探す

◎マザーズハローワーク東京 <http://tokyo-mother.jsite.mhlw.go.jp/>

●復職時の条件に疑問を感じたら…

◎全国社会保険労務士会連合会 <http://www.shakaihokenroumushi.jp/>

◎労働局雇用均等室 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

●類縁機関で調べる

◎厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

◎女性就業支援センター ライブラリー

<http://www.joseishugyo.go.jp/library/>



日本女性の働き方の特徴

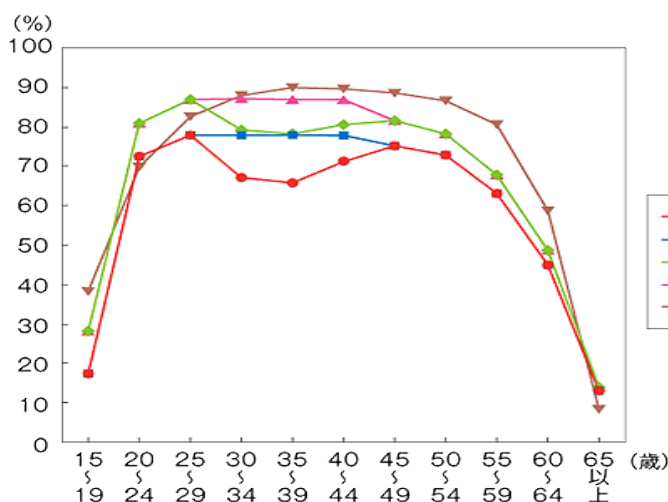
「M字型カーブ」



女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表すと、30歳代前半をボトムとするM字カーブを描き（下表）、これは日本女性の働き方の特徴となっています。ノルウェー、スウェーデン、アメリカは逆U字型を示しています。日本のこの現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルの現われです。女性に家事・育児を負担させるという性別役割の考え方が根深く残っていることを示し、働き続けるための条件が整っていないことを意味しています。

今後、少子高齢化の進展に伴い労働力人口が減少していくことが見込まれる中、将来にわたり安心して暮らせる活力ある社会を実現するためには、就業率・就業者数を上昇させ、持続可能な全員参加型社会を構築していくことが必要です。平成22年6月に閣議決定された新成長戦略においては、25歳から44歳までの女性の就業率を2020年までに73%とする目標が掲げられるなど、女性の就業率向上、とりわけM字型カーブの解消が重要な課題となっています。平成25年1月1日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」においても、引き続き女性の活躍促進に取り組むこととされています。

さらにM字型が示す問題点は、育児が終了した後の再就職はパートタイム労働者が多いという点です。パートタイム労働者は低賃金で、社会保険なども保障されず、仕事の内容も単純労働を強いられるなど、労働条件が劣悪なうえ、キャリアイメージをもつことができません。女性の就業継続のためには、子育てしながらでも働き続けられる制度や職場環境を整える一方、仕事のやりがいや男女均等な待遇・公正な評価といった事柄が必要です。



参考：厚生労働省「平成22年版 働く女性の実情」

総務省統計局「労働力調査」（平成21年）より